

最高裁秘書第1007号

令和7年3月27日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、通知します。

また、同諮詢について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

職員向けポータルサイトに掲載された記事につき、手動削除されなかった場合、記事の最長更新日から14ヶ月の経過により自動的に削除されること（令和5年12月26日付の最高裁情報政策課・デジタル推進室（総務・企画G）の文書参照）にしている理由が分かる文書

2 苦情の申出がされた日

令和7年2月17日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和6年度（最情）謝問第67号

(2) 謝問日

令和7年3月19日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）